

第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年7月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和3年7月5日（月） 午後2時20分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年7月5日（月） 午後3時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	5番 林田 剛
6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者（1名）

3番 松永 一

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可処分取消願について
- 日程第3 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第39号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 報告第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）
- 日程第9 報告第4号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農業委員会だより (10月発行) 掲載内容について

午後2時20分開会

○議長(小筏 正治君) ただいまから令和3年第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、12番、内田委員、14番、松尾委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第34号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてから、日程第9、報告第4号、非農地判断の取消についてまでの議案6件、報告2件となります。

それでは、日程第2、議案第34号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(藤吉 文女君) 議案書2ページを御覧ください。

[議案第34号の朗読]

議案書3ページ、受付番号1番です。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

受付番号1番は、平成2年4月23日付で子に贈与するため、農地法第3条第1項の許可を受けていたが、許可後も譲渡人が作っており、取り消してほしいとの願い出の案件です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

○委員(8番 平野 利光君) よかですか。

○議長(小筏 正治君) はい。平野委員、どうぞ。

○委員(8番 平野 利光君) ということですか。(発言する者あり) そやけが、長う作っとらしたけんて。(発言する者あり)

○議長(小筏 正治君) 内田委員。平野委員の質問に対してどうですか。(発言する者あり) (笑声)

○事務局(原田 誠二君) 議長。事務局、よかですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

先ほどの質問ですけど、その農地法3条で、息子さんに農業者年金関係で贈与ということをして出しちゃったんですけど、実際は、今も自分が作っていると。形上はですね。

今後ですね、ここを、お孫さんが転用ばしたかて言うてきとっとです。（「孫が」と言う者あり）はい。まあ、分筆して。ただし、その中でも、結構、中に違反転用のあるけん、そこばまた分筆とかして是正させると。させるということになったんですけど、その3条がまだ効いていたので、それば一回取り消さんばいけんということになりましたので。

以上、こういう形で出ています。以上です。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 平野さん、よかですか。ちょっと、ややこしかごたっけんで。（発言する者あり）

○委員（18番 大久保 信一君） 何も問題なかと。耕作ば。（発言する者あり）家族の中で耕作をしとる。

○議長（小筏 正治君） この案件で、ほかに何かありませんか。（「ありません」と言う者あり）

ほかにご質疑ないようですので、議案第34号、受付番号1番は申請どおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第35号の朗読〕

議案書5ページ、受付番号17番から24番まで8件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会から案件について説明をお願いいたします。東さんになる。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会の東です。今日は、徳永調査会長に代わって私が説明します。

申請番号17番は、遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡す案件、申請番号18番は義理の兄に贈与する案件です。

申請番号17番から18番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでし

た。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１７番から１８番について、ご質疑がありましたらお願いします。

１７番、１８番はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 議席番号１２番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号１９番から２２番です。

１９番と２０番は規模拡大のため、２１番は耕作利便のため買い受ける案件、２２番は後継者が親より譲り受ける案件です。

申請番号１９番から２２番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号１９番から２２番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。——１９番から２２番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（７番 渡部 篤君） 議席番号７番、西部調査会の渡部です。

西部調査会分は、申請番号２３番から２４番です。

２３番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

２４番は、後継者が親から譲り受ける案件です。

申請番号２３番から２４番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２３番から２４番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第３５号、申請番号１７番から２４番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第36号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号4番から7番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明及び報告をお願いいたします。

（発言する者あり）

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号4番から7番です。

4番は、農家住宅用地へ転用する追認申請です。申請人が、昭和53年頃より、農家住宅の一部を農作業用スペースとして使用している案件です。申請地は農振白地、吾妻駅から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。なお、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であり、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

5番は、農業用倉庫用地へ転用する追認申請です。申請人が、平成4年頃より、農業用倉庫として使用している案件です。申請地は農振白地、市役所からおおむね500メートルの区域内にあるため、第2種農地と判断しました。しかし、転用目的が農業用施設であるため、例外的に追認許可できる案件と思われます。

6番は、共同住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、高規格道路の入り口から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

7番は、駐車場への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号4番から7番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号4番から7番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） すみません、議長。事務局からよろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

先ほどの説明で、中部調査会から意見が出て、その問合せがあったので、ここでちょっと報告させていただきます。

まず、申請番号の5番ですね、追認のやつなんですけど、お手元に顛末書を置いていると思います。これが、当初のてんまつ書がですね、ちょっと、いろいろ書かれてあったので、中部調査会のほうから簡潔にまとめさせろということだったので、今お手元のとおりにまとめさせていただきました。再提出をしてもらいました。5番は以上です。

次に、申請番号6番ですね、これについていろいろちょっと意見がありましたので、それについての回答をここでちょっとさせていただきます。まず、この計画が7月からとなっているんですけど、現地を見たときに、稲の作付がされていました。計画の時期、その確認と、その稲を作っているときの補助金、それがどうなのかということで確認しました。

まず、計画時期については、代理申請のほうも、稲を作付されていたということなので、大体、許可が下りて10月頃、稲の刈取り後にちょっと計画を考えていますという回答でした。

それと、補助金については、この稲のあれは申請されてないそうです。農林課に確認しました。

それと次に、同じ6番のところですけど、その周りに田んぼがありまして、土地の管理者、相続人へはその日照等の説明をして同意が得であるということだったんですけど、計画の全体をちゃんと説明しているかどうかというのを確認しましたところ、説明していると。今後、水利関係者、それを説明会を開くそうなんですけど、今その水利組合の会長さん、まあ自治会長もされている方がいるんですけど、その方が日程調整をされているそうなので、まだちょっと、いつされるかはまだ決定されていないということです。ただ、その全体説明はちゃんとするということです。

それと、駐車場に入るために、ここ道のもう一個向こう側に柵のあって、柵の向こう側が側道になっとなんですけど、普通の車、通っていいのということだったんですけど、監理課のほうに聞いたら、それはもう大丈夫ということなので、問題ないと思います。

次に、雨水と浄化槽の処理水についてどうなのかということで、まず、ここが、水路がですね、市の管理と県の管理とあるそうなんです。県のほうからまだ移譲を市が受けてないもんですから、一応、市のほうと県のほうに、この放流の協議を今ちゃんとしているそうです。ちゃんと許可は取るそうなので、そこまでは話がついているそうです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局から5番、6番の説明がありましたけど、これに関して皆様方、何かお聞きしたいことはありませんかね。（発言する者あり）林田委員。

○委員（5番 林田 剛君） 5番、林田です。

今、6番の件につきまして事務局からいろいろ説明されたんです。私もいろいろちょっと、質問し

てみようかなと思っていたんですけど、ある程度の答えを今いただきました。

隣接地の方にその了解を得ているということでしたけど、もちろん配置図とか添付して説明があった分は、その後継者の方が耕作していращやるのか。そこら辺はどうですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応、説明のときは、ちゃんと、業者さんはちゃんとしたつもりだったそうなんですけど、また改めて、ほかの地権者、水利権者ですね、それを踏まえて、再度、説明会を行うということです。ただ、その日程がまだちょっと確定していないそうです。その水利組合が、ここにあるらしいんですよ。その組合長さんが今その日にちを決めよらすそうです。なので、必ず説明会は、その隣の地権者以外にもですね、呼んでするそうです。

○委員（5番 林田 剛君） 許可する案件では、するにしても立地図、配置図あたり見ても、隣接の1メートルないようなところもあるみたいなので、そういう面とか、ここら辺はヘリ防除はどうなってるのでしょうか。ヘリ防除の関係も、たしか絡んでくっつとですもんね。建物できたらもうヘリ防除ができないというところも情報として聞いたことあるもので、そこら辺も含めたところでやっぱり、隣接地の人には、説明をしていただきたいと思います。

○議長（小筏 正治君） 今、林田委員のほうからヘリ防除等も含めての説明及び話合いをしてみたい、してくれということですけど。

事務局、お願いしていいんですかね。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

こちらからですね、また事業者、それとうちの監理課も絡んでいるので、そこも通して一緒に伝えておきたいと思います。

以上です。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） この結果は次のあれで、結果がわかるのかな。事務局。

これ、この案件に関しては次の総会か何かで、はっきり分かるわけ。

○事務局（原田 誠二君） 説明会ばしたかどうかですか。

○議長（小筏 正治君） うん。

○事務局（原田 誠二君） 結果は、多分分かると思います。まだちょっと日程が分かんないので。

○議長（小筏 正治君） これ、ただ今の件、分かり次第また、事務局から説明があるそうです。どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この場合、許可を出したら、取り消しできんとじゃないと。どうなんでしょう、荒木正司君は。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） とりあえず、今の分はもらつとつとでしょう。今、もらえない理由ば、た

しか。もらったつとよね。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 今、森崎君は、説明会がして、ちゃんとせんと許可はされないということ。

（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 条件ば、条件ばつけて、許可証ば出しましょうかね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そいけん、説明会してから、許可を出す方向ば考えんば。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。今回上げていますので、条件のところに、そういう、ちょっと、そこら辺の協議——その地元説明会の、（発言する者あり）後の対処で、許可するかせんかというところを条件で書いとけば、どうかなと。

○委員（6番 森崎 茂徳君） その説明会のあった後に許可するという条件をつけるということで。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。それで、いかせてください。

○委員（14番 松尾 茂敏君） よかですか。この近くにも2棟、アパートがあるわけです。その点でも、ヘリ防除の件でも問題になつたですよ。そいけん、よく考えてからまた、してくれんですか。

○委員（5番 林田 剛君） そういうヘリ防除にかかる他の地区でも、隣にアパートを建てるから許可をもらいにきたって、ああ、よかったいうて、許可のとれたらよかったって、ヘリ防除の、できんことなってしまうとらんやったっていう話、ほかの地区でです。あるので、やっぱりそこら辺まで考慮した上で、許可を出すなり、申請するにしても、そこら辺まで説明するべきじゃないでしょうか。

○委員（18番 大久保 信一君） いいですか。（「はい」と言う者あり）

防除組合とすれば、そういう苦情があれば一切もう、防除しないという。私が組合でする時は。

（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） ええと、6番につきましては、どうされます、皆さん。その説明会ばあったのちに許可する、というようなことで。（発言する者あり）条件つきに説明会をするという、条件つきにしますか。

○委員（18番 大久保 信一君） その今出た防除の関係でとかいろんな意見が出た、そういうものを協議して、それが納得されれば、ちょっと、許可に条件をつけてして。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応ですね、工期も、さっき言ったこと、稲刈り後になっているので。あと、法定的に同意書は要らんとですけど、今までは、その同意がもらなかった理由書というのば、つけてもらえたとですね。今回も、それはついておっとです。ただ、今回はまた改めて、中部の宮崎推進員さんとかが関係者で、一回その周りにね、説明ばしてくれんやろかいという投げかけで、そがんなつとるらしかですね。

（発言する者あり）

ただ、言わすごとですよ、一応、許可を出すときに引き替えというかですね、ちゃんと、そがんと
のあってからというところ確認してから、うちが条件で出すことはでくつとかなと思うとですけど。た
だ、同意書がないので許可はできんて言うたあ、多分言えんと思うとですね。（発言する者あり）

○委員（１７番 鶴崎 進君） よかね、よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（１７番 鶴崎 進君） ここは、愛野地区、愛野地区になつとるけど……（発言する者あり）
これ企画課のほうで土地計画、都市計画のあれには入つとらんですかね。もし土地、都市計画内に入
ってればまた、違うけど。（「入っていません」と言う者あり）

○事務局（原田 誠二君） 都市計画は入ってないです。（発言する者あり）

○委員（１７番 鶴崎 進君） 入ってないんですね。

すみませんでした。

○議長（小筏 正治君） 今、条件つきで許可すること、ちょっと説明会があった後に許可したらどう
かということが今意見が出ていますけど。

○委員（１７番 鶴崎 進君） もちろん、それがよか。

○議長（小筏 正治君） どちらを取りましようかね。

○委員（１７番 鶴崎 進君） 説明会をしてもらって。

○議長（小筏 正治君） 説明会をした後に許可をしたほうがいいですかね。

もう、条件つきがあった場合はもう許可しとっと一緒ですもんね。いや、どっちにしても。その条
件にぴしゃっと合うかどうか分からんばってんが。（「事務局はどうやった」と言う者あり）

条件つき許可でいいと思う人、ちょっと。

それと、説明会の後に許可したほうがいいと思われる方。（発言する者あり）はい、決定で。

○委員（４番 東 康敬君） その説明会というのは、どういう説明会。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） ということは、ここ保留になつとですかね。

○議長（小筏 正治君） これ保留になつとですね。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） いや、許可書の条件ば変えても、よかし。その説明会がまずいつ、いつ
計画してあるかば、早急に。

○事務局（原田 誠二君） それば、その水利組合長さんが取り仕切つとるらしかです。業者じゃなく
て。（「あそこ……」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） それで、説明ば早よするように進めていかんばたいね、もう。説明会の後に
許可するということで。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 最近、聞いたばかりですけどね。

○議長（小筏 正治君） よかと、それで。説明会後に許可するということで。皆さんが、そういうふ

うに思うとつとば。

○事務局（原田 誠二君） 保留なら保留で、してよかですかね。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、保留はまずい。

○議長（小筏 正治君） 「保留できん」て。

準備説明会で、反対者の多かったら、許可出せんでしょ。出せんということですよ。そやけん……、
（発言する者あり）周りの周囲の人たちの納得するような説明会であれば許可をする、（「そうそう」と言う者あり）ということですよ、ここの中ではですね。

○委員（１８番 大久保 信一君） そういうことで許可をせん、せんという形はできるっとかね。
（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 説明会、説明会後に許可を出すでよかじゃないです。

○事務局（原田 誠二君） 一応その——事務局です。

反対者というとは、まあ聞いとらんとですもんね、おるかどうかというところが。多分おらっさんて思うとでしょうけど。宮崎さん、推進員さんですね、あの人も一応、説明——もうどうせ建つっけんが、とりあえずもう一回説明ば、ちゃんとしてくれろぐらい言うたというだけだったんで。一応その周りの地権者には、同意は取っとらすそうなんで。

○事務局長（増富 浩彦君） この許可ば出すときに、周りの人たちの要望ば、言わんば、してくれんとですよ。もう許可ば出した後に、（「そうそう」と言う者あり）あればしてくれろ、こればしてくれろっていうとは絶対無理やけん、この説明会の中身ば確認してから、ちょっと、許可ば出すというふうに今回させていただければと思います。

○議長（小筏 正治君） それでよかですか。（「はい」と言う者あり）条件つきのような感じになるけど。（「はい」と言う者あり）説明会は、まず説明ばしてくれということで、同意を取ってもらおうということで。

よかですか、皆さん。（「はい」と言う者あり）

そしたら、６番に対しては、そのようにさせていただきます。

○委員（２番 大島 忠保君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。大島委員、どうぞ。

○委員（２番 大島 忠保君） この場合はですよ、あの高規格道路の入り口であって、それで、周りがですね、もう農振を外してあったわけですよ、前から。（「あそこは外した」と言う者あり）それで、その辺だけが農振外してなかったですけども、去年、おとしぐらいからですかね。新しくまた農振を外したというようなことで、大体もう、あの辺はそういうふうな、住宅地に持っていくというような形で、農振を外す時点で皆さん、ほとんどの方が、農振を外すとならばそういうふうなことになるよという覚悟はですね、ほとんどしとらすじゃろうと思います。私は、そこんこの意見は聞

いとらなばってんですよ。

そっけんが、その辺のことは、あんまり、言われんともあつとやなかろうか。農家としてですね。最後までそこで耕作しますよって、アパートとか何とか建てさせんとか何とか、実際的にはもったいない、農地の中の真ん中にですね、もう建てさせてしもうてもう建てさせたんですよ、これは。もう。もう、終わった話やけ。

それで、こがん、もう公民館からのすぐ隣接で近いようなところにです、道は、こんな耕作道路が1こ外れた、はまっとるぐらいのところの近さのところに、この場所はあるわけです。そして、おまけに、高規格道路のすぐ入り口のところ、今度はここでコンビニをしたいというような要望を本人は持ちちょっとさうですけども、コンビニが来んやった。たまたま来んやった。それで、こういうふうなのはアパートを建てますというようなことで多分申請ばしてやらしたんじやろうと思います。

それで、そこのですね、今、多分、説明会があっても、それはさせんという人間は、私はおらんと思います。そやっけんが、その辺のですね、もう一応してからどのどうのじゃのうして条件つきのみたいな感じでの出し方でよかつちやないのかなと、私の個人の意見的にはそういうふうな形で思っております。

○議長（小筏 正治君） 今、愛野の、地元の大島委員から、この現在地のことで説明があったわけですけど、さっき話をしていましたように、条件つきので許可するということで、いいですかね。（「はい」と言う者あり）説明をしてもらって。（発言する者あり）

ほかに、ないですかね。ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会分は、申請番号8番です。

8番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。申請人は平成2年にコンビニエンスストアを経営し始め、併せて持っているアパートの駐車場も不足していたことから、平成12年に駐車場用地としてコンクリート舗装したとのことです。申請地は農振白地、市役所の千々石支所から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。また、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であり、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

8番について、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 8番についてはないということでございますので、議案第36号、申請番号4番から8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第37号の朗読〕

議案書12ページ、申請番号17番から26番まで10件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。（発言する者あり）

以上です。

○議長（小筏 正治君） ちょっと、がやがや言う、聞こえんけん、ちょっと静かにしてください。

（「はい」と言う者あり）

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会の東です。

東部調査会関係分は、申請番号17番です。

申請地は、太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、宅地、雑種地等に囲まれた10ヘクタール未満の一团の農地の集団の中にあることから第2種農地と判断しました。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） すみません。事務局から、よろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

申請番号17番ですね、東部調査会のときに確認事項がありましたので、今報告させていただきます。

ここが、太陽光の高さが大体最大で3メートルぐらい計画されているということで、隣の住宅と、反対側の農地……、何ていうかな、ハウスがあったんですけど、そこにちゃんとその高さまで説明しているのかというのを確認してということだったので、確認をいたしました。

そしたら、お手元の先ほどの顛末書の2枚目ですね、隣地とのトラブル防止についてというのを出示していただきました。一応、所有者さん、両隣の所有者さんには一応説明して、承諾を得ているんですけど、工事をしながらですね、再度ずっとお話をしながら、今からやっていくと。トラブルにならないようにちゃんと進めていきたいと思います、という回答でした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） これは、東部調査会の人は、どういう……。

東委員よ。調査会するとき、これはちょっと聞きよったけど、そういうことでよかかね。

○委員（4番 東 康敬君） ですね。もうあとは、設置をする人の良心的な対応だけという形になるわけですたいね。トラブルの防止について、この文章を最終的には信用をするほかにはないと思いますので。

○議長（小筏 正治君） ほかの調査会のほうから何か、この太陽光の処遇、民家の隣に建つわけですけど。高さが3メートルというたら、これ軒、軒ぐらいの高さまでなるからですね、心配しとったんですけど……。 （発言する者あり）

○委員（1番 草野 英治君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。草野委員。

○委員（1番 草野 英治君） これ平地ですか、段々じゃなか、段々やけんその3メートルぐらいになるのか。

前、農地として利用して、下に畑、柴とか何とか作るけ、こう高くするのか、高うする意味が。

○委員（4番 東 康敬君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（4番 東 康敬君） これ話によればですよ、もう一か所のところも3メートルぐらいのところで上げてあるわけですね。その中で、何でこぎゃん上げるんかなという質問の中でですよ、光線量が上のほうが高いという返事のごったんですよ。（発言する者あり）うん。ところが、別なところもそういう高いところでしてあるところがあるわけです。そうすると。（「隣」と言う者あり）（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） いや、隣の人、それでよかって言うんやが、別に。

○委員（1番 草野 英治君） 3メートルもあれば。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 営農型じゃない平地。同じ高さ。

○議長（小筏 正治君） 平地ですよねえ。私も両方の人を知っとるけんで、そこの中のあんこのごとになって、どっちにも、仲裁するとも。（発言する者あり）

じゃあ、ずっと、さっき説明があったようなことで、するようにするほかなかですね。（発言する者あり）

東委員よ。今、事務局から説明があったとおりで、状況を見ながらずっと進めていくということや
けんで、それ、よかかい。

○委員（４番 東 康敬君） そがん書いてあるけんで。

○委員（１番 草野 英治君） 反対側の宅地、反対側も太陽光ですか。

○委員（４番 東 康敬君） この人やろ。ここも３メートルになるわけですよ。

○委員（１番 草野 英治君） ただ、その影で、やっぱりまぶしかとこのあつとですよ。その影で
高う上げとったら、家に対してあまり光が当たらんこと……。

○議長（小筏 正治君） 東君、となりの３メートル、あれは違う。（発言する者あり）それは、そが
ん高こうなか。海端のほうにしたつとが道路よりかぐつと低かけん、高うなる。

○事務局（原田 誠二君） 海端のほうがですね。

○議長（小筏 正治君） ほかのところ、そがん高うなかつさ。雨戸が開ければ太陽光ちゅうことは。
（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局からまた補足です。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 一応ですね、３メートルで計画されていて、通風とかその光とかですね、
一応聞いたんです。そしたら、一応、まあ最大高で計画していると。もし、隣からいろいろ、協議し
ながらすると言っていたんで、あれだったらまた下げるとか何とかというのは考えてはいるってと言
われていたんですけど。まあ、何でそんだけ上げんばとかというのは、ちょっと明確にはもらえんや
ったとですけど。

ただ、そういう、ちゃんとお隣さん、まあお知り合いだそうなので、必ずお話しながら施工はし
ていくということでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） こういう問題は、知り合いが一番難しか。

○委員（１番 草野 英治君） 許可しとったって、やっぱり後から、分からんですもんね。してみん
と。作ってみんなと分からん。

○委員（１２番 内田 弘幸君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（１２番 内田 弘幸君） １２番、内田ですけど。

知り合いでとやったですけど、この「知り合い」にしてでも、土地購入費の、１反ばつかあつとの
３８万ていうとはちょっと。これは。

○議長（小筏 正治君） よかですか、私からちょっと。

私の近辺であることなんですけど、土地の持ち主の、この川原さんですね、この人うちのすぐ隣の

方で、もうずっとね、イチゴ農家で、米も広く作って、なかなかその畑作までは回り切らないということがまず一つあったんでしょうね。それで、それをそのまま荒らしとったら、その河内さんという人がすぐ近くに太陽光をしまして、太陽光には物すごい影響をするということで、自分が草刈りあたりも下のほうはずっとしよったという話ですよ。

そこで、やっぱり土地の売買が話があって、買うてくれんかというような話もあったような感じで。そしたら、幾らやったら買いきるとかいうような話で、このような値段に、土地の価格になったんじゃないかなと思うんですよ。

それで、近くにも、何年前ですか、1年くらい前かな。そういう農地を買われて、同じくらいの金額で買って、太陽光されたんですよ。40万、50万切っとるんだけど、確かに私も安かとは思いますが、売る人も買う人もそれ相当に納得しているんことだけで、私も……、それ以上のことは、ちょっとですね、言えなかったんですけど。

双方の話合いでなっとるのは間違いないと思います。（発言する者あり）

○委員（12番 内田 弘幸君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） いや、38万がお互いの話合いだろうけどですよ、これは、畑で売買、ただ単純に畑で売買するだけでも、この38万なん。本当安かじゃないかなと思うところに、この5条で。

○議長（小筏 正治君） 確かに、内田委員の言わすごと。

今これ地図で出とってですかね。そのもちっと、民家隣に太陽光というの出てくるけど。民家を挟んで。（発言する者あり）相中に民家を2軒挟んで、もっとその西のほうにですね、そこにも太陽光があるんですけど、それも同じ人なんですけど、そのときのその売買のときも、そういう話があって、それじゃあちょっと安いから、もうちょっと上げてくださいということを交渉してみんですかということで、したら、ちょっとばかり上がって、そこもやっぱり反当40万ぐらいで売とったですいいね。

どこまで地図、どこか載っとらんかいね。（「載っと」と言う者あり）西のほうだ。（「37ページ」と言う者あり）

もう、だから、売る人も売れるときに売ととかんばという格好ですたいね。その売る人も、家族構成的に弟と二人暮らしで、二人で農業をしようわけですよ。それでも、自分たちのあれでは、農地も少しぐらい手放してもよかぐらいな気持ちで、いいチャンスじゃなかったかなあと、思われて、しとるような感じで。

確かに安かですよ。（「うん」と言う者あり）（発言する者あり）営利を、営利を目的とする人に対しては。

○委員（12番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） いいですかね。（「はい」と言う者あり）

どうでしょうか。今、太陽光の件でちょっと今審議中ですけど、まだほかに何か、皆さん方から。
いいでしょうかね。（「はい」と言う者あり）

そしたら、この案件に対しては業者との話合いの中で、進んでいくということでやります。そのようにしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長、お願いします。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 議席番号１２番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号１８番から２１番となります。

１８番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね１０ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

１９番は、賃貸住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、上下水道本管が埋設されている道路に接しており、かつ、おおむね５００メートル以内に小学校と市役所が存在するため、第３種農地と判断しました。

２０番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、市役所から３００メートル以内の区域にあるため、第３種農地と判断しました。

２１番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第１種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号１８番から２１番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１８番から２１番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） すみません。事務局から、補足説明いいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。事務局、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 申請番号２１番ですね、この方について中部調査会から確認がありましたので報告します。

これが、２１番、雨水ですね、雨水の処理はどうしているのかということで、設計図面にですね、ここが、面している道に水路がないので浸透ますを設けておられます。この容量ということで聞いたところ、ちょっと設計図面間に合わなかったんですけど、４０掛け４０掛け１，０００、深さ１メートルのますに一応、屋根の雨水を流して、地下浸透と。手前の駐車場は舗装せずに砕石するので、そのまま、道、出ずに地下浸透させるそうです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、21番の案件で、雨水の処理で事務局より説明がありましたけど、これ、溜枡ですか、溜枡を作って吸わせるということですけど。それでいいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

ほかに。（「ありません」と言う者あり）どうもありがとうございます。

ご質疑がないようですので、申請番号18番から、21番についての説明が事務局のほうからありまして、それに対して何もご質疑がないようですので、続きまして西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号22番から26番です。

22番は、事業所用地として大工業の事務所、アトリエ及び駐車場への転用を計画されております。申請地は、3054番1と3055番1が令和3年5月12日に農振除外済み、3052番1は農振白地、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

23番は、鬘串自治会公民館の祭事作業スペース用地として転用を計画されています。申請地は農振白地、周辺は住宅等が連坦しているため、第3種農地と判断しました。また、雲仙登山道沿線の風致地区内ですが、工事の許可が下りています。

24番は、駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、周辺は住宅等が連坦しているため、第3種農地と判断しました。

25番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、南串山支所から300メートル以内の区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

26番は、漁業の資材置場用地への転用を計画されております。申請地は令和3年5月12日に農振除外済み、南串山支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号22番から26番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号22番から26番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局から補足いいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

西部調査会で確認事項が出たので、説明します。

申請番号23番ですね。鬘串自治会の分です。一応、農地は贈与となっております。山林と宅地、

これは鬺串自治会のもう名義になっているんですけど、ここも一応、この所有者、金澤さんですかね。同じ方なんですけど、その山林と宅地もその自治会へ売ったのか、それとも贈与なのかということで、調べました。

そしたら、令和2年11月3日にですね、山林、宅地ともに贈与されております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 23番について、事務局より説明がありました。

そのほかの件につきまして、皆さん方、ご質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第37号、申請番号17番から26番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第38号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書15ページを御覧ください。

〔議案第38号の朗読〕

議案書16ページ、申請番号1番から、議案書29ページ、申請番号19番までです。

申請番号1番から7番については貸借に係る案件、8番から11番については所有権移転に係る案件、12番から19番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 議案第38号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から7番について、ご質疑ありませんか。

1番から7番、ありませんね。（「ありません」「はい」と言う者あり）

次に、所有権移転に係る申請番号8番から11番について、ご質疑ありませんか。

8番から11番、ありませんかね。（「はい」と言う者あり）

次に、農地中間管理事業に係る申請番号12番から19番について、ご質疑ありませんか。

ありませんか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第38号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第39号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書30ページを御覧ください。

〔議案第39号の朗読〕

議案書31ページ、整理番号1番から3番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第39号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

39号、ありませんかね。（「はい」と言う者あり）

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第39号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第8、報告第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書33ページを御覧ください。

〔報告第3号の朗読〕

本案件は、令和3年5月6日の総会において競売への参加資格を審議し、買受適格証明を出していたものです。5月6日の総会において、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することが附帯決議されていたので、6月8日に申請を受け付け、6月10日に許可が下りています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第3号についてご質疑がありましたら、お願いします。（「ありません」と言う者あり）

ありませんか。（「はい」と言う者あり）

ご質疑がないようですので、報告を終わります。

報告第4号について、ご質疑がありましたらお願いします。報告4号。

非農地判断の取消について、報告4号。これ4号、事務局説明を。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書35ページを御覧ください。

〔報告第4号の朗読〕

議案書36ページ、受付番号1番から、議案書37ページ、受付番号27番です。これらの案件については、令和2年の農地パトロールの結果、B分類と判断された農地に対して、令和3年3月30日付で非農地通知を発出しました。その後、異議申立てのあった案件について、地元農業委員に再度調査依頼をし、申立てのとおり自己保全・耕作などが認められたため、非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第4号についてご質疑がありましたら、お願いします。

○委員（9番 馬場 保君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番の馬場ですけど、この「耕作中」とか何とか、この付近の意味合いのよう分からんとですよ、正直。（発言する者あり）最初から作ったところは赤にしてもたとか。（発言する者あり）

○委員（17番 鶴崎 進君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 今の馬場さんの意見ですけどね、私は瑞穂の古部のほうを担当しとったんですけど、私のほうにも連絡がございました。

それにつきましては、まず、これは、山口秀喜さんのはですね、みかんが植わっちゃおりました。しかし、やはり草がぼうぼうとしとったわけで、あれもう管理不良でもう、木が植わつとる、という風で、一応、周りが非農地になったので、一緒に非農地にしてしまったわけですね。もう管理もしわえんじやろう、ということで。しかし、まだ自分はやるつもりでおりますちゅうことで、一応取下げにしていけちゅう、やらせたわけです。（笑声）

それで、岩下さんも一緒に、草が栄えてもう、山のかぶって農業にならんちゅうのも言わしたけん、非農地にした。それで、山が段々で、畑と山とが区別が分からんやったところで、これも非農地にしてもったぎ、あや、まだ作るとやったけん、前ばうってきたちゅう言いましたけ、いや、それなら、その役場にまた行って取下げてくれないちゅう頼みました。

一応、そういうふうでですね、一応、保全管理の場合も、「耕作中」ついとつてもですね、いかに耕作中は言わすか分からんけど、ただうつぶっかりで、いわば「耕作」でなくして「保全管理」やっ

たんですね。それで、ここに上がっていております、この何ですか、ありますけど、そういうふうな形でいつ耕作——作物は全然作ってある形跡は何年でもなかったわけです。一応それで、「保全管理」を私たちが、私がちょっと山と間違えた、段々で間違えたところもあったところもあったわけです。

以上で。

○議長（小筏 正治君） さすが鶴崎さんだと思います。自分たちが、どう言うか、ね。非農地にして、意見を言われたら「分かっとるけ」ちゅうて行ってこい、（笑声）そういう強い気持ちでしていただいですね、言うてない。

これちょっと勘違いですよ、言うとき、非農地にするときに。全体的に見たところ、そう見えとったから、そうしとったら本人が「それは違う」ということになって、それを自分が取消しにしたということですよ。

○委員（15番 川内 幸徳君） ちょっと14番、この「わらび」もあれですか、作ったんです。（発言する者あり）

○委員（12番 内田 弘幸君） 14番。14番がですね、農地パトロールで回る時分には、草のわあんでしちょっとです、毎年。そして、ワラビの季節になればきれいに払うて、（「払わす」と言う者あり）うん。そして、耕運すればもうワラビは植わらんといかんけん、ワラビを作るための農地と。（発言する者あり）

これは非農地じゃなかったえということで異議申立てがあつて、（発言する者あり）もう回ったときは必ず山ごとしとつけん、毎年、アンパンマンていうぐらいに、（笑声）このまましちよつたら、たまたまマルナンの関係で、その近辺ば今頃見に行ったときに、きれいになつとったですよ。あら、これは俺は赤で出しとった。今、赤じゃなきたいということで。木も、何か、雑木もこうあつたって、それは植えとるとうと。（笑声）（発言する者あり）（「陰んなるんじゃろう」と言う者あり）

ワラビは、じゃけ、ワラビ刈りじゃなかけんど、ちゃんと、そのときになればきれいに、すごくきれいになつとったです。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） それ、ちゃんと。

それでは、この非農地を取り下げた内容的な点、ただいま説明がありましたので、皆さん方、ここでご了承いただきまして。

もう、ほかにご質疑がないようです。ありませんね。（「はい」と言う者あり）これで報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後 3 時40分休憩

.....

午後 3 時50分再開

○議長（小筏 正治君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。農業委員会だより（10月発行）掲載内容について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応ですね、今度10月発行の農業委員会だよりの掲載内容についてまたちょっと審議をしてもらいたいんですけど、お配りしている農政に係る協議の2ページ目——1ページか。レジュメを開いてもらって、1ページ目ですね。2ページ目が、歴代のその掲載を載せております。

前回、令和2年度の10月発行分は、2ページを見てもらえれば分かるんですけど、左上、令和2年度10月発行ということで。このときは、農業委員とか推進員さんの募集とか、アンケートの結果、人・農地プランの実質化、遊休化農地、非農地通知、あと農業者年金とあります。

1ページ目が——の上のほう、10月発行というところが今回のちょっと案ということで、今回4ページしかなかです。その中で、農地情報バンクとか、まあ大体この新農業委員さんとか推進員さんの写真も載せます。あと、パトロールとか意向調査とか婚活イベントとかいろいろあつとですけど、多分、どいかば削らなければいけなばことなつと思うとですよ、4ページしかないの。

もう、正直、うちのほう、事務局のほうにですよ、大体任せてもらえればと思うとですけど、こういうところは絶対載せてちゅうとはあるですかね。削らんで、ちゅうとは。なければ——まあ、どっちみち新体制のほうでですね、もう一回ちょっと協議ばしてもらいたかですけど。（「任せます」と言う者あり）（発言する者あり）よかですか。（「はい」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） よか。（「はい」と言う者あり）

ただいま事務局のほうから説明がありまして、この件に関してはもう、皆さん、ないちゅうことですね。（「はい」と言う者あり）（発言する者あり）

じゃあ、その他のほうに移っていいですかね。（「はい」と言う者あり）

事務局、または皆さんから何かありませんか。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局からよかですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

去る6月29日、令和2年度農業者年金新規加入者数の部門において、雲仙市農業委員会が全国第9位として独立行政法人農業者年金基金より表彰を受けました。このとき、会長が代表で表彰を受けられております。

それと、同じ日に今度、東委員が長崎県農業委員表彰1号表彰者（農業委員18年以上在職者）として表彰されましたことを報告します。これも一応、10月の農業委員会だよりですかね、あれにちょっと載せようかと思っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま、その他のほうで事務局のほうから説明がありましたけど、こないだ、長崎県の会長大会がある中で、18年永年勤続の賞が授賞とですね、授賞がありまして、雲仙市が全国9位ということで表彰をされまして、その表彰状と、ちょっと、あれ……、便利カタログいうんですかね。幾らか分からんとですけど。（発言する者あり）それで、また、（発言する者あり）（「全国」「全国。全国9位」と言う者あり）頂きましたので、報告をしておきます。（発言する者あり）

1位はむずかしいですけど、全国の9位というたらですね、本当もうトップクラスに近いようなことでありまして、皆さん方のご協力のおかげだと思っております。

そういうことで、また今年も年金推進があると思いますので、年金活動にも皆さん方、ご協力をお願いしたいと思っております。

ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

意見もないようなので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了したいと思いますんですけど、いいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

じゃあ、終了します。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員